

令和7年1月17日

羽島市教育委員会
教育長 森 嘉長 様

羽島市幼保小連携推進協議会
委員長 西川 正晃

羽島市における幼保小の連携のあり方について（答申）

令和5年1月13日付けで諮問のありました羽島市における幼保小の連携のあり方について下記のとおり答申します。なお、本協議会での審議内容を「報告書」として別冊にまとめましたので、併せて提出します。

記

答申

（１）学びの連続性に配慮した幼保小の連携のあり方について

- ・ 幼保小の職員が互いの教育・保育への理解を深めた上で、幼児教育を踏まえた小学校教育を実施することが求められる。
- ・ 小学校区ごとに期待するこども像を描き、幼保小が協働して「架け橋期のカリキュラム」を作成する必要がある。
- ・ 「架け橋期のカリキュラム」を持続させていくために、各小学校区で評価・改善を行う体制づくりを行うことが大切である。

（２）生涯にわたる学びや生活の基盤を培う幼児教育のあり方について

- ・ 各幼児教育施設が、遊びを通して学びを深めていくことを大切にする。
さらに、各幼児教育施設で教育・保育の質を向上させるための研修を継続的に実施していくことが求められる。
- ・ 幼児教育の意義や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について小学校教員、保護者、地域の住民に周知し、社会に開かれた幼児教育施設にすることが必要である。

「羽島市における幼保小の連携のあり方」についての報告書

令和7年1月17日
羽島市幼保小連携推進協議会

1 審議経過

- 本委員会は、諮問を受けて審議するにあたり、まず次のことを各委員が確認した。
- 小学校と幼児教育施設での、互いの教育・保育に対する理解を深めることが幼保小連携の土台になる。
 - 「幼保小の架け橋プログラム」（文部科学省）に沿って、各小学校区における「架け橋期のカリキュラム」を作成する。
 - 幼保小連携について、モデル小学校区での実践をもとに、保護者啓発用資料「幼保小架け橋プラン」に反映していく。

本委員会では、毎年度、幼児教育施設及び小学校・義務教育学校の職員向けの「幼保小連携に関わる調査」を行い、幼保小連携の実態や進捗状況を把握するとともに、堀津小学校区におけるモデル小学校区での実践を通して「幼保小連携のあり方」「幼児教育のあり方」について審議をした。

2 諮問事項 1

学びの連続性に配慮した幼保小の連携のあり方について

（1）幼保小連携の全国及び県全体の状況

文部科学省では、幼児期からのつながりのある教育の実現を目的とした「幼保小の架け橋プログラム」を採択・推進している。「幼保小の架け橋プログラム」は、こどもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指している。

岐阜県では、令和4年3月に、「岐阜県幼児教育アクションプラン」を改訂し、基本方針を『『つなぐ・高める・支える』幼児教育の推進』とした。そして、令和4年度より、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」を受託し、北方町、可児市、土岐市、飛騨市で、幼保小の連携・協働による架け橋プログラムの開発・実践に取り組んだ。同6年3月には、研究成果として接続期カリキュラム開発シートや各地区の接続期カリキュラム等をまとめた教職員向け研修資料が作成された。

以上のような取り組みを通し、各地区の実態に即した、独自性のある「～市町村版（～園・～学校版）接続期カリキュラム」の開発が推進されている。

（2）羽島市の現状

羽島市では令和4年度に羽島市幼保小連携推進協議会を設置し、幼児教育と学校教育の接続のあり方、幼児期の教育のあり方等に関する事項の調査及び審議を行ってきた。審議内容を整理する中で、羽島市の現状から以下のような2点の課題が明確になった。

①幼児教育および小学校教育への理解の状況

図1のように「幼児期の終わりまでの育ってほしい姿（10の姿）」（※1）について調査を行ったところ、第1回調査（令和5年3月）では、「理解している」「おおむね理解している」を合わせた割合が、小学校教員・義務教育

学校前期課程教員（以下、「小学校教員」と呼ぶ）では3割未満であった。

令和5年度より、全小学校区・義務教育学校前期課程校区（以下、「小学校区」）において園・小学校・義務教育学校前期課程（以下、「小学校」）による相互の参観を実施したり、保育園・認定こども園において小学校教員による園実習を実施したりしたことで、小学校教員では「理解している」「おおむね理解している」を合わせた割合が、第2回調査（5年12月）は5割、第3回調査（6年12月）は7割を上回った。

（※1）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」とは、

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現

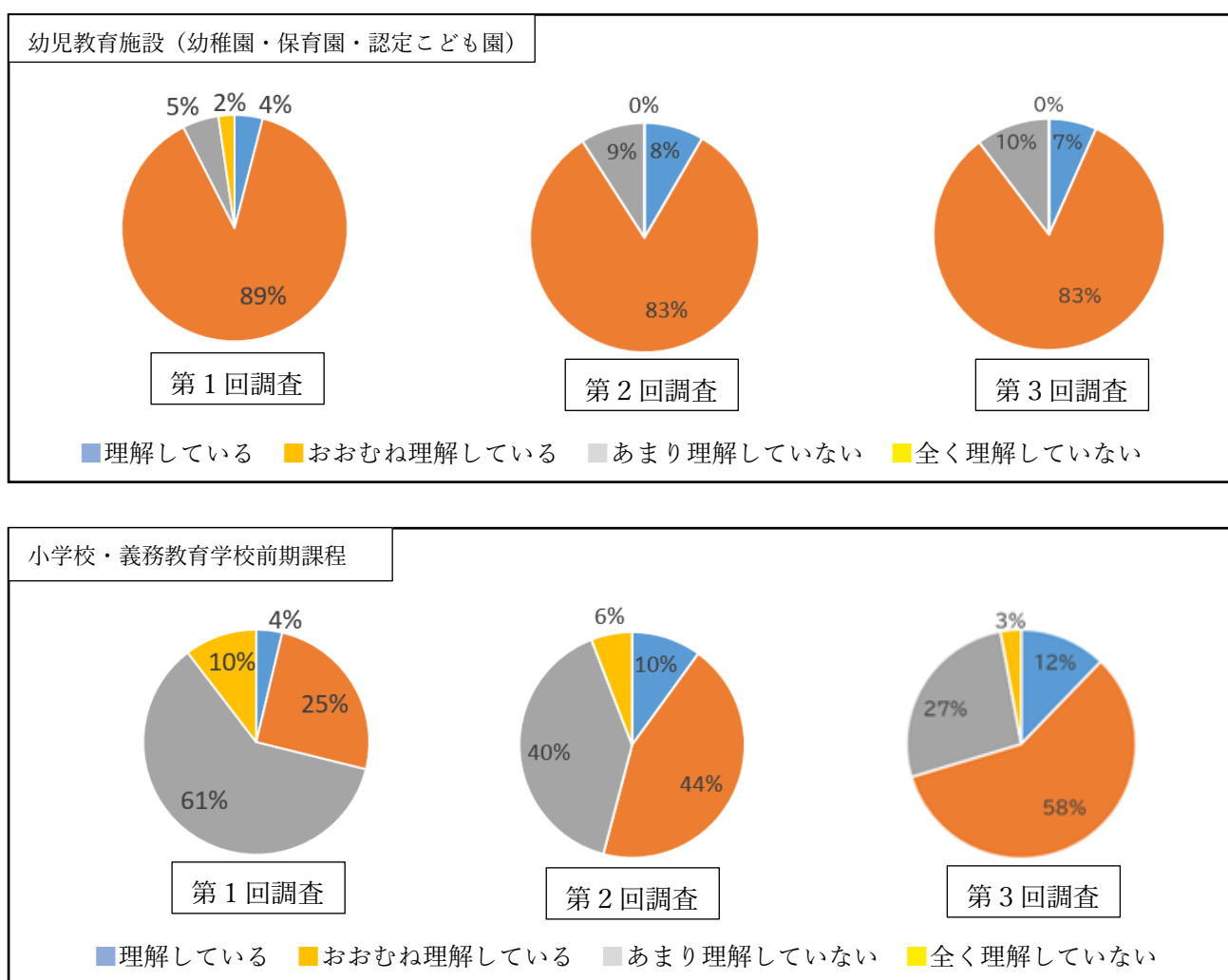


図1 各園・小学校教員への、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」について理解しているか
（第1回調査 令和5年3月・第2回調査 同5年12月・第3回調査 同6年12月）

②幼保小が協働して作成した「架け橋期のカリキュラム」(※2)

「架け橋期のカリキュラム」の作成に関する調査では、第1回は9校中3校の小学校で「架け橋期のカリキュラム」が作成されていたが、園の指導計画作成や小学校の「架け橋期のカリキュラム」の作成については、互いに協働して行っている小学校区が少ない現状があった。

このことから、各小学校区において、幼保小が連携してこどもを育てていく環境が不十分であるため、各小学校区で話し合い、こどもの実態をもとに「架け橋期のカリキュラム」を整えていく必要がある。

(※2) 幼児期の学びを踏まえた小学校教育への接続を行うための5歳児から、小学1年生までの2年間の「架け橋期のカリキュラム」

(3) 審議結果

○幼保小の職員が互いの教育・保育への理解を深めた上で、幼児教育を踏まえた小学校教育を実施することが望まれる。

幼児教育を踏まえた小学校教育を実施し学びの連続性を確保する上で、これまで以上に幼保小の職員が互いの教育・保育への理解を深めていく必要がある。そのために、小学校区ごとに相互の参観や合同会議等を継続的に実施したり、幼保小の連携担当者会議等を行ったりすることで、互いの教育・保育への理解を深めていく。

○小学校区ごとに期待するこども像を描き、幼保小が協働して「架け橋期のカリキュラム」を作成する必要がある。

羽島市には9つの小学校区があり、それぞれ地域の実情や小学校の規模が異なるため、小学校区によってこどもの実態や、期待するこども像に違いがある。

そこで、羽島市では、「幼保小の架け橋プログラム」を活用して、各小学校区において「架け橋期のカリキュラム」を作成していく。その際、こどもの実態を把握した上で、小学校区で協働して作成することが大切である。

令和6年度は、堀津小学校区において、「架け橋期のカリキュラム」のモデルを示した。年度末には、各小学校区で堀津小学校区の取り組みを参考に、「架け橋期のカリキュラム」を作成し、7年度はカリキュラムに沿って実践をしていく。

○「架け橋期のカリキュラム」を持続させていくために、各小学校区で評価・改善を行う体制づくりを行うことが大切である。

「架け橋期のカリキュラム」を持続させていくためには、小学校区の合同会議の中で、幼保小が協働して毎年度、評価・改善を行っていくことが大切である。

令和6年度、モデル小学校区である堀津小学校区では、合同会議の際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」を共通の視点としてこどもの姿を捉え、振り返りシートを用いて、期待するこども像につながる教育・保育になっているかを話し合った。

このように、合同会議等で評価・改善していく体制をつくり、こどもの実態に合わせてカリキュラムを持続させていく。

3 諮問事項 2

生涯にわたる学びや生活の基盤を培う幼児教育のあり方について

(1) 幼児教育で育つ力

① 幼児期の教育

平成18年に教育基本法が改正され「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と明記された。

幼児教育は、小学校教育の先取りではなく、幼児が主体的に遊び、楽しさや面白さを感じる中で、自ら気付いたり考えたりすることなどを大切にしている。こうして遊びこむ過程で育まれる資質・能力は、小学校での学習意欲や生活態度の基礎となる「学びに向かう力」となる。

② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」

平成29年に告示された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のいずれにも、幼児期において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」が明示された。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」は、幼児が園での遊びを通した学びの中で育ってきている姿を具体的に表したものである。

③ 幼児教育と小学校教育の違い

幼児教育と小学校教育では、発達の段階だけでなく、1日の流れや指導方法等に違いがある。特に、大きな違いとして目標に対する捉え方がある。小学校教育が各教科・領域ごとの到達目標（～ができる、～が分かる）である一方、幼児教育は遊び自体が目標（～を感じる、～を味わう、～を楽しむ）であり、遊びを通してこどもたちは総合的に学んでいく。

(2) 羽島市内の幼児教育の現状について

① 羽島市の幼児教育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）

羽島市には、表1のとおり、14の幼児教育施設があり、各園の特色を生かした幼児教育が行われている。

公立幼稚園	西部幼稚園
私立幼稚園	はしま西幼稚園、羽島幼稚園
私立保育園	足近保育園、小熊保育園、竹鼻保育園 江吉良保育園、堀津保育園、中島保育園
私立幼保連携型認定こども園	まさきこども園、ひかり泉こども園 くわばらこども園
私立保育所型認定こども園	福寿こども園、桜花こども園

表1 羽島市の幼児教育施設

②各園の幼児教育の充実にに向けた取り組み

幼児教育施設ごとに、職員で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０の姿）」について、具体的に共通理解を図ったり、外部に教育・保育を公開して参観・研修する場を設けたりするなど、幼児教育の見直し改善を図り、質の向上を図っている。

さらに、小学校区の合同会議や市の連携担当者会議等で他の幼児教育施設と教育・保育について交流したり、園での教育・保育が小学校での学びにどのように繋がっていくのかを理解したりすることが、市の幼児教育のさらなる充実につながる。

（３）審議結果

○各幼児教育施設が、遊びを通して学びを深めていくことを大切にする。

各幼児教育施設で教育・保育の質を向上させるための研修を継続的に実施していくことが大切である。

現在、市内の各幼児教育施設で行われているように、遊びを通して学びを深めていくことが必要である。

遊びを通して学ぶために、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら、様々な遊びを繰り返し、充実感や満足感を味わう経験を重ねていくことが必要である。そのために、各園ではこどもが主体性を十分に発揮して展開する遊びを通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすることが大切である。

また、各小学校区で作成される「架け橋期のカリキュラム」について、合同会議で評価・改善していくことで、小学校教育を見据えた指導を明らかにしていく。

○幼児教育の意義や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（１０の姿）」について小学校教員、保護者、地域の住民に周知し、社会に開かれた幼児教育施設にすることが必要である。

これまでの取り組みを踏まえ、羽島市全体の「幼保小架け橋プラン（※３）」を作成し、市内の保護者に配付したり、市内各関係施設に置いたりするだけでなく、実際のこどもの姿を見てもらうための公開保育なども積極的に行い、保護者や地域住民にも理解してもらえるように進めていく。

また、社会に開かれた幼児教育施設にすることで、小学校で幼児期の教育を踏まえた指導が受けられるようになるとともに、保護者や地域住民の適切な理解を得られるようにする。そのために、各小学校区における学校運営協議会等で幼保小連携の取り組みの紹介を行う等、園の取り組みを地域に広げていく場を設けていく。

（※３）幼保小架け橋プランとし、幼児教育プラン（幼児期までに育って欲しい１０の姿など）と接続期プラン（幼児教育から小学校教育への接続）をリーフレットとして作成した。